

山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県（以下「県」という。）が管理する本庁舎中央エレベーター内への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の基準)

第3条 広告掲出の基準は、要綱第3条、基準第4条及び第5条の規定に基づくものとする。

(広告掲出の規制業種又は事業者)

第4条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。広告の掲出期間に当該業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

(広告掲出の場所、規格及び掲出期間)

第5条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本庁舎中央エレベーター 内壁面	B2版縦 (縦728mm×横515mm)	ポスター	22枠	県が設置 した広告 掲出用の 額内

2 広告を掲出する期間は、原則として1か月単位で1年以内とする。ただし、複数月の広告掲出の申込みがあった場合は、その掲出期間を複数月とすることができる。なお、広告の掲出を開始する日は原則として当該広告を掲出する月の初日とし、広告の掲出を終了する日は原則として当該広告を掲出する月の最終日とする。

(広告掲載の申込みの時期及び方法)

第6条 広告掲載の申込み時期及び方法については、山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)により、県が指定する日までに広告の掲載を申し込むものとする。

(広告料)

第7条 広告要綱第5条に規定する広告料の基準となる額は、広告の募集最低価格として

別に定め、募集の際に提示する。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申込んだ者の負担とする。

(広告掲載者の募集)

第8条 広告を本庁舎中央エレベーター内に掲載できる者(以下「広告掲載者」という。)は、公募により募集するものとする。

(広告掲載者の決定および通知)

第9条 県は、第6条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る公告内容が、山口県本庁舎中央エレベーター内に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の基準により審査したうえで、別に定める方法により広告掲載者を決定する。

2 前項の規定により広告掲載者を決定したときは、山口県本庁舎広告掲載(不掲載)通知書(様式第2号)により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により決定した広告掲載者が、第11条に規定する契約を締結しないときは、当該決定を取り消すものとする。

(行政財産の使用許可)

第10条 広告掲載者は、広告の掲出をするに当たって、行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第11条 県は、前条により使用許可を受けた広告掲載者と、契約を締結するものとする。

(広告の掲出及び審査)

第12条 広告掲載者は、掲載しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、県が別に定める日までに提出しなければならない。

2 県は、前項の規定により提出された広告の内容等が、広告要綱及び広告基準に反すると認められるときは、期日を定め、広告掲載者に対して修正又は再提出を求めることができる。なお、広告掲載中であっても同様とする。この場合広告掲載者は、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(広告料の請求)

第13条 県は、広告掲載者に対して、県が指定する日を納期限として広告料を請求するものとする。

(広告掲載者の責務)

第14条 広告掲載者は、広告掲載者自ら及び広告の内容が、広告要綱及び広告基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速や

かにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

- 2 広告掲載者は、広告掲載に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

第15条 県は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合。
- (2) 行政財産の使用許可が取り消された場合。
- (3) 広告掲載終了までの期間に、広告掲載者自ら又は広告の内容が広告要綱及び広告基準に反した場合。
- (4) 正当な理由なく第12条第2項に規定する修正又は再提出に応じない場合。
- (5) その他広告を掲載することが適当でないと県が認めた場合。

2 県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告料の100分の10に相当する額の違約金を広告掲載者に請求することができるものとする。

(広告料の還付)

第16条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。